



高嶺忠志氏を選任

委員の任期満了に伴い、高嶺忠志氏(76)を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意しました。任期は平成14年8月1日から平成17年7月31日までの3年間です。

固定資産評価審査委員会委員

この規則は、地方自治法の一部改正、一般質問の一問一答式への対応及び標準町議会議規則との整合性をとるために、議長が議会に代わって、公表の日から施行することになります。

この規則は、鶴田町課設置条例と整合性をとるために、主な改正内容は、「企画課を企画開発課」に改めたもので、今後、議員が国・県及び関係機関団体等の研修会等に出席するときは、「派遣の目的、場所、期間その他必要な事項」を明らかにし、

議会委員会条例の一部改正

この条例は、鶴田町課設置条例と整合性をとるために、主な改正内容は、「企画課を企画開発課」に改めたもので、今後、議員が国・県及び関係機関団体等の研修会等に出席するときは、「派遣の目的、場所、期間その他必要な事項」を明らかにし、

農業委員に4人を推薦

7月19日に任期満了になる農業委員会委員に、議会推薦として女性2人を含む4人を推薦、7月20日に任命されました。任期は平成14年7月20日から平成17年7月19日までの3年間です。



下大迫幸太郎さん(66)
(柏原)

宮之原むつ子さん(51)
(紫尾)

植村ヤエ子さん(49)
(神子)

神上園重治さん(59)
(鶴田)

議会の議決で決定することになりました。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができるものであります。一般質問の一問一答式への対応については、質問の制限回数(3回)の適用を無くするもので

す。現在試行的に一問一答式で実施してきましたが、今後は、この方式で恒常的に行われることになります。なお、質問の制限回数はありませんが、質問時間は1時間(答弁を含む)としています。

地域インターネットの完成は12月末

13年度内に支出を終わらなかつた事業を、14年度に繰り越して使用することができます。できる経費が繰り明許費として3月定期会で議決され、今回、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりますと、工事完了済みは急傾斜地崩壊対策事業と上下工事完了済みは急傾斜地崩壊対策事業と上下工事であります。

繰越明許費

繰越計算書報告

事業名	金額(千円)	翌年度繰越額(千円)
地域インターネット基盤整備事業	124,292	124,292
上下大迫線道路改良工事	97,016	64,220
大角線道路改良工事	24,213	12,795
急傾斜地崩壊対策事業	20,588	8,500

今期定例会で審議された専決処分、条例の一部改正、同意、報告等について、改正内容等その概要をここではお知らせします。

専決処分

専決処分の承認は、鶴田町税条例の一部改正で、主な改正内容は、個人の町民税の非課税の範囲を「19万円を19万2千円」等に改められたもので、一部を除き、施行日は平成14年4月1日からとなっています。この専決処分は、本年3月31日に地方今期定例会に報告し承認を求められたものです。

専決処分とは

条例の制定・改廃、予算の決定その他議会が議決又は決定すべき事件について、法定事由に該当する場合等に、長が議会に代わってこれを処分することをいいます。

条例の一部改正等

税条例の一部改正

この条例は、地方税法の一部改正に伴い改正されたもので、主な改正内容は、税条例と同様の上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例などで、施行日は平成15年1月1日からとなっています。

消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

改正後の退職報償金						
勤務年数 階級	3年未満 5年未満 10年未満 15年未満 20年未満 25年未満 30年以上	210 240 290 405 540 725 925	205 230 275 375 480 655 855	185 210 260 355 455 605 795	174 198 245 330 420 570 755	169 185 225 300 380 510 680
団長	210 240 290 405 540 725 925					
副団長	205 230 275 375 480 655 855					
分団長	185 210 260 355 455 605 795					
副分団長	174 198 245 330 420 570 755					
部長・班長	169 185 225 300 380 510 680					
団員	159 174 210 280 355 465 635					

治山事業分担金賦課の基準並びに徴収の時期及び方法について

この議案は、県単治山事業(鶴田地区)施工にあたり、鶴田町治山事業分担金徴収条例に基づき、下表のとおり、受益者から分担金の賦課の基準並びに徴収の時期及び方法を定めています。

事業の種類	賦課の基準	徴収の時期
県単治山事業	事業費の5%	自平成14年7月1日至平成15年3月31日
徴収の方法		納入通知書による

この条例は、消防団員の退職に関する本町独自の制度で、改正に当たっては消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令を準用しているものであります。施行日は公布の日からとなっています。(平均改定率は1.01%)

産業開発促進条例の一部改正

この条例は、消防団員の退職に関する本町独自の制度で、改正に当たっては消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令を準用しているものであります。施行日は公布の日からとなっています。(平均改定率は1.01%)